

令和5年度 第1回品川区総合教育会議次第

令和5年10月17日(火)午後4時00分～

品川区役所第2庁舎8階教育委員室

司会進行:総務部長

1. 開 会

2. あいさつ 品川区長 教育長

3. 議 題

(1)協議・報告

- ・いじめ対策について
- ・特別支援教育について

(2)その他

4. 閉 会

- ※調査報告書については、別添「【概要】令和5年8月31日付調査報告書」のとおり

今後のスケジュール

項目	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
補正予算議決	● 10/24 議決						
いじめポータルサイトの開設	契約準備	業者決定・ページ作成・教委調整		● 1/4 開設			
いじめ相談員の採用 ※会計年度任用職員 3名	募集準備	募集・選考・内定		● 1/4 採用			
いじめ専門相談員の任用 ※弁護士 1名	選定	任用手続き		● 1/4 任用			
いじめ防止啓発チラシの配布 ※児童生徒タブレット活用		チラシの内容検討・教委調整	● 12/1 配布				● 4/1 配布

- いじめ被害者の視点に立っていじめ問題を自ら解決することに強い使命感を有する組織とすること。
- 学校・教育委員会から独立した組織とすること。
- いじめ事案を迅速に解決に必要なリソース・権限を有する組織であること。
- 当該組織の構成員は法・重大事態ガイドラインに精通し、他の自治体で発生した事案での対応や他の自治体での取組を絶えず確認し、組織としていじめ事案に取り組むノウハウを蓄積すること。
- 学校から当該組織に対しいじめ事案が適時に報告される体制を整えること。

- いじめ相談窓口を新たに区長部局にも設置し、いじめ専門相談員（弁護士）による第三者的視点を活用しながら、教育委員会等との連携の下、早期発見・早期解決に向けて機動的な対応を図っていく。
- いじめポータルサイトを開設し、家庭や地域等に対していじめへの理解・認識を深めてもらうなど、いじめ防止に向けた啓発活動を推進していく。
- 法の趣旨や重大事態ガイドラインの理解を深め、他自治体におけるいじめ事案への取組みを絶えず確認するなど、いじめ対策に係る知見を広げていく。

【教育委員会】

【教育総合支援センター】
HEARTS、指導主事、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー

連携・支援

学校いじめ対策委員会

認知・対応

いじめ・疑い
事象発生

相談

まもるっちゃん
電話での相談

学校設置の
目安箱

アイシグナル
※中学生

児童生徒・保護者
その他学校関係者

【区長部局】

総務課

いじめ対応会議
・対応内容に応じ専門員へ助言の求め
・いじめ被害状況に応じた支援措置
・学校や教育委員会への対応依頼 など

いじめ相談員

【会計年度任用職員：ソーシャルワーカー3名】

・いじめ相談の受付、情報集約、教育委員会へ共有
・いじめ対応の検討、課内でのいじめ対応会議
・教育委員会その他関係機関との対応協議
・教育委員会等と連携した保護者対応

いじめ相談専門員
(弁護士1名)
【専門非常勤】
第三者的立場で、いじめ
の初動対応その他の法的視
点による助言

相談・助言
情報共有

情報集約

【いじめ対策ポータルサイト】
※いじめの定義、いじめのQ&A、区の取組み事例紹介、学
習用コンテンツの掲載 など

いじめ相談・通報
ポータルサイト入力による
いじめ相談・通報

いじめ相談専用ダイヤル
いじめ相談・通報

【概要】令和 5 年 8 月 31 日付調査報告書（品川区いじめ問題調査委員会）

1 品川区いじめ対策委員会の調査内容の検証および調査結果の評価

○調査内容の検証

- ・学校および教育委員会が本事案を「いじめ重大事態」として認知・対応できなかった原因検証が行われていない。
- ・教育委員会の対応に関する記載がほとんどなく、教育委員会事務局へのヒアリングを実施した形跡もない。
- ・いじめ重大事態の認定(R4.4)から調査結果(R5.3)まで約 1 年要し、長すぎる。

○調査結果（答申）の検証

- ・本件いじめを巡る事実関係に一部未記載がある。（教育委員会事務局が被害生徒保護者から複数回直接要望・相談を受けていたこと など）
- ・令和 2 年 6 月以降、学校が本件いじめの実態解明や解決に向け有効な手段が取れなくなっていたにもかかわらず、外部に強く協力を求めなかったことは問題である。
- ・教育委員会の問題として、教育委員会が自ら被害生徒の心情を理解する必要はなく、本件いじめを学校が解決すべき問題として捉えているように読み取れる。
- ・学校から教育委員会に対して随時状況報告が行われていたと認められるため、調査結果にいう「学校の区教育委員会への説明が不十分なものであった」とは認められない。
- ・調査結果は、教育委員会の学校への強い是正指導を行使できなかった点を問題として挙げるが、当時学校は対応能力を超えた状態と判断でき、その中で強い是正指導を行ったとしても本件いじめが解決するとは思えない。

2 いじめ重大事態としての認知・対応の遅れの原因検証

○いじめ重大事態の事実関係

- ・令和 2 年 6 月 5 日に被害生徒が意識を失い倒れ救急搬送された時点で、遅くとも「いじめ重大事態」が発生したと認定する。
- ・教育委員会においていじめ重大事態に該当するかどうか正式に検討が行われた形跡は、令和 4 年 4 月に至るまで見当たらない。
- ・教育委員会には、いじめ重大事態の認定までのフローチャートも存在しない。
- ・学校および教育委員会では、「いじめ重大事態」を「死に至る重大な事態」等と理解し、具体的にどのような事態が該当するか正確に理解できていない。

○いじめ重大事態としての認知・対応の遅れの原因

- ・学校および教育委員会の「いじめ重大事態」への理解不足であり、教育委員会自らがいじめ重大事態を判断する機関との認識もなかったこと。
- ・教育委員会にいじめ重大事態の該当性を検討判断する仕組みが不足していたこと。
- ・本件いじめの重大性や本件いじめが被害生徒の心身に与える影響を十分に理解していなかったこと。

3 区長への報告が遅れた原因検証

- ・教育委員会によるいじめ重大事態としての認知が遅れたこと、また教育委員会（事務局）がその認知後の区長報告に係る事務手続きを失念したこと。
- ・法および条例施行後、一度もいじめ重大事態の認定がなされておらず、いじめ重大事態に係る事務手続きが確立していなかったこと。

4 学校および教育委員会の現状認識の確認

○いじめを必ず解決しようとする姿勢の欠如

- ・被害生徒転出後、学校および教育委員会は本件いじめを巡る事実関係の解明を第一とするのではなく、被害生徒保護者への対応に主眼が置かれていたと認められる。

○教育委員会による支援体制の不十分

- ・令和 2 年 6 月以降、学校は本件いじめへの有効な対応策を講ぜず、支援等を必要とする状態であったにもかかわらず、

らず、教育委員会による有効な支援等が行われていなかった。

- ・教育委員会は、学校からの防犯カメラ設置に係る相談に対して、具体的な解決策を示さず他にとるべき手段があるとの実効性に欠く回答をしていた。
- ・教育委員会は、被害生徒から学校関係者あて手紙への返事に苦慮している学校に対し、「返事を書くように」との指導にとどまった。

○品川区においていじめが適切に認知されていない可能性

- ・学校および教育委員会のいじめ認知能力が低い可能性も相当程度存在する。

○教育委員会と学校とのコミュニケーション・意思疎通の不十分

- ・教育委員会に対していじめ重大事態に該当するか相談したとの学校供述に対して、教育委員会はこれを否定しており、双方の供述が食い違っている。
- ・学校から教育委員会に対して、明確に強く自らの要望を伝えられないという組織間の問題がある。

○教育委員会事務局のいじめ問題に対する取組姿勢

- ・そもそも教育委員会事務局には自ら解決しようとする姿勢が見られない。
- ・学校や保護者からの相談や要望について受け身で対応していたものと評価せざるを得ない。

5 同種の事態の再発防止に向け、区および区教育委員会が今後執るべき措置の検討

○品川区および区教育委員会が今後採るべき措置

- ・学校および教育委員会は、どのような事態がいじめ重大事態に該当するのかなど、実効的な研修を実施するとともに、その研修の効果測定を行うべき。
- ・学校および教育委員会がいじめ実態をどの程度把握できているか調査する必要がある（無記名式アンケート調査等により）。
- ・学校および教育委員会は、法の趣旨や文科省ガイドラインを踏まえ、解決困難ないじめ事案やいじめ重大事態が生じた場合には、迅速に、実効的な調査が実施できるような体制を整備すべき。
- ・学校および教育委員会は、いじめ重大事態の発生（または発生の疑い）に係る報告ルールを定め、その該当性を判断する認定フローを早期に確立すべき。その際、いじめ重大事態に該当しないとの判断を含めてその判断過程を明確に記録すべき。
- ・学校および教育委員会と独立して、いじめ事案を迅速に解決に必要な資源や権限を有する組織の設置を検討すべき。また、他自治体の取組事例を絶えず確認しノウハウを蓄積するほか、学校から当該組織に対するいじめ事案が適時報告される体制を整えること。

令和5年度事業「地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進」 各自治体の事業計画（主な取組）

参 考

地域におけるいじめ防止対策の体制整備を推進するため、地域の実情も踏まえて活用可能な学校外（首長部局）からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けたモデルケースを構築することを目指す。

（1）実証地域（自治体の首長部局）での開発・実証

→自治体の首長部局において、専門家の活用等により、学校における対応のほかに、いじめの相談から解決まで取り組む手法等の開発・実証を②と連携して行う

（2）実証地域への専門的助言や効果検証及び研修コンテンツの作成 ※公益社団法人子どもの発達科学研究所に委託

→各実証地域における①の取組への専門的助言や効果検証の伴奏支援、汎用モデル化及び首長部局の担当者向けの研修コンテンツを作成

①北海道 旭川市

令和5年4月に、首長部局に「いじめ防止対策推進部」を新設。同部と教育委員会の「いじめ対策担当」が一体となって事案の情報を共有し、それぞれの専門性を生かしていじめ問題に対処。

・いじめ相談窓口を設置し、こどもや保護者からの相談に直接対応【新規】

→返信はがき付きチラシ、いじめ相談専用フリーダイヤル開設、オンライン相談、相談アプリを利用したチャット相談

・いじめ解消後の問題解決に至るまで被害者に寄り添った支援を行う体制を構築【新規】

→専門職の支援体制整備（ＳＳＷ、心理士、弁護士）

・その他

→学校が把握した全てのいじめ事案に係る情報を首長部局が収集、いじめ事案の対応状況確認、地域活動を行う市民等を対象としたいじめ防止出前講座の開催

②大阪府 堺市

令和4年7月に、首長部局に「いじめ不登校対策支援室」を設置し、相談窓口を開設。

・臨床心理士等の専門職を有するＮＰＯ法人への委託【拡充】

→保護者の同意を得て、専門家が出向いてこども本人の意向や意見を直接聴く（ＮＰＯ法人に委託）とともに、こどもの気持ちや特性に合った対応を実施し、早期解消を図る

令和5年度事業「地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進」 各自治体の事業計画（主な取組）

③大阪府 八尾市

令和2年4月に、首長部局に「いじめから子どもを守る課」を設置し、同年10月には「八尾市いじめから子どもを守る条例」を制定・施行。教育委員会と協働し、いじめに関する相談対応、弁護士による教職員向けいじめ予防・対応研修などを実施。

・いじめ報告相談アプリの導入【新規】

→市が市立学校在校生に貸与している一人一台のタブレット端末に、アプリをインストール
臨床心理士及び教諭経験者とが直接相談を受ける体制

・市立学校におけるいじめ事象の実態調査【拡充】

→教育委員会の調査で認知されたいじめ事案について、個人情報保護した上、全件、首長部局で共有
福祉的課題の対応のため、社会福祉士等のソーシャルワーカー及び臨床心理士等を配置

・福祉部門等の関係部局・関係機関との連携【拡充】

→社会福祉士等が中心となり、いじめ事案の当事者や関係者とその家族が抱える課題を把握し、支援機関が果たす役割を調整

・その他

→「いじめ防止啓発強化月間（仮称）」の設定、市内の就学前児童におけるいじめの実態調査

④熊本県 熊本市

首長部局に新設組織を設置予定。先行して、こどもの権利に関する課題の解決を図るこどもホットラインを設置し、相談員兼調査員（新規）を配置。既存の学校教育コンシェルジュと連携を図り、対応する。

・相談しやすい環境の整備【拡充・新規】

→児童生徒のコミュニケーション支援として、いじめの兆候のみならずSOSをキャッチするシステムを導入
一人一台端末を活用し、SNSを活用した学校・教育委員会以外の相談ルートを開設（相談ルートの複線化）

・地域人材と連携したいじめ事案の早期把握【新規】

→地域におけるこどもの居場所等において、NPO法人や主任児童委員と連携して早期にいじめ事案を把握

・その他

→こどもの人権にかかわる事象・案件が速やかに首長に報告される仕組みの整備、事実確認のための首長部局による調査等、
中立的な助言・保護者に寄り添った対応、解決に向けた法的な関与

令和5年度事業「地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進」 各自治体の事業計画案（主な取組）

※⑤～⑧は契約締結前のため現時点案

⑤千葉県 松戸市

市長部局からのアプローチを整備することで、当事者が相談しやすい窓口を選択できるようにするとともに、関係部署が互いの強みを活かし、連携して対応を重ねていくことで、いじめ解消につなげていく。

- ・「いじめ相談窓口（仮称）」を設置し、専門スタッフによる相談体制を構築

→教育委員会・学校等への相談に抵抗がある方などいじめの相談ができるよう、市長部局にいじめ相談を専門に行う窓口を新設し、心理士、ソーシャルワーカー、弁護士など専門知識を有するスタッフによる相談体制を整備

- ・従来の相談方法に加え、LINEを活用した相談体制を整備

→対面や電話・メール相談に加え、LINEを活用し、休日や夜間を含む時間帯でも相談ツールとして用いることで、当事者に合った様々な方法で相談ができる環境を整備

- ・関係部署と連携した対応（対応策の検討、経過観察、アフターケア）

→関係部署（教育委員会、家庭・児童分野等）で情報共有した上で対応を協議（いじめ相談個別ケース会議（仮称））し、それぞれの強みを活かした対策を展開するとともに、定期的に同会議で情報共有・協議を行い、ステップを重ねることで、いじめ解消につなげていく

⑥三重県 伊勢市

市長部局におけるいじめ解消・被害者支援の仕組みづくりや、市長部局と教育部局が密に連携できる体制を構築し、いじめの重大化を防ぐとともに、いじめの影響による将来的な福祉課題の発生を防ぐ環境を整備する。

- ・「こどもいじめ相談窓口」を設置し、こども・保護者等からの相談に直接対応

→来所、訪問、電話相談等のほか、LINEを活用したチャット相談を実施

- ・いじめ相談アプリの導入

→公立小中学校（小4～中3）一人一台端末に専用アプリを導入し、夜間もリアルタイムで相談を受ける体制を構築

- ・被害者に寄り添った支援体制の構築

→被害者への相談対応・支援、福祉サービスが必要な場合の適切なつなぎ（手続等含む）、法的な手続に関する助言等を実施するとともに、被害者（加害者）の背景（家庭環境等）を踏まえ、関係機関と連携・協働し支援

- ・支援関係機関等に対する研修の実施

→職員、関係機関、地域支援者等を対象とした研修を実施

令和5年度事業「地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進」 各自治体の事業計画案（主な取組）

※⑤～⑧は契約締結前のため現時点案

⑦大阪府 箕面市

市長部局に「（仮称）いじめ相談・解決室」を新設。相談窓口開設の周知等を行い、「行政的アプローチ」、「法的アプローチ」に取り組む。

・相談窓口に関する周知、情報収集

→域内全児童生徒にセンターのチラシを配布

域内全保護者にいじめ問題へのアプローチやセンターの業務内容を記載したチラシを配布

・行政的アプローチ

→いじめの初期段階から、被害児童生徒、加害児童生徒、保護者、学校などに積極的に関与し、調査・助言を行う。対応後は教育的アプローチに移行し、再発防止のための見守りを行う。事案に応じ、教育委員会・学校に助言

・法的アプローチ

→被害者側の弁護士相談費用などの補助制度を創設

⑧福岡県

知事部局が学校外の立場から、学校への相談を迷ういじめや学校への相談後、第三者による支援を希望するいじめの相談を受け付け、いじめに悩む子どもや保護者を支援する。

・「いじめレスキューセンター」の設置

→県内の小中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校におけるいじめの解消のための調整を行うセンターを知事部局に新設。子どもや保護者からの相談を受け付け、支援員（心理士、社会福祉士等）が専門員（弁護士）からの助言を踏まえ、学校からの聞き取り、解消に向けた具体策の協議等を行う。

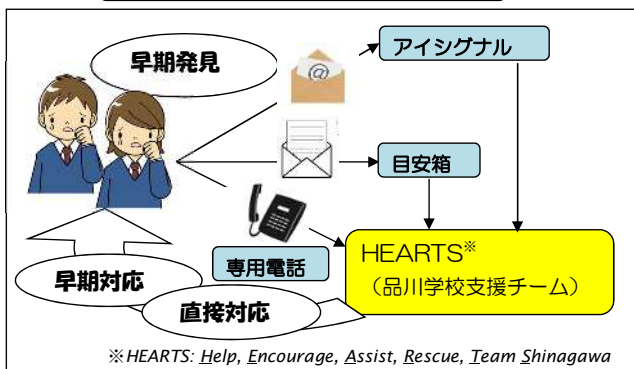
など

教育委員会によるいじめ防止対策の取組

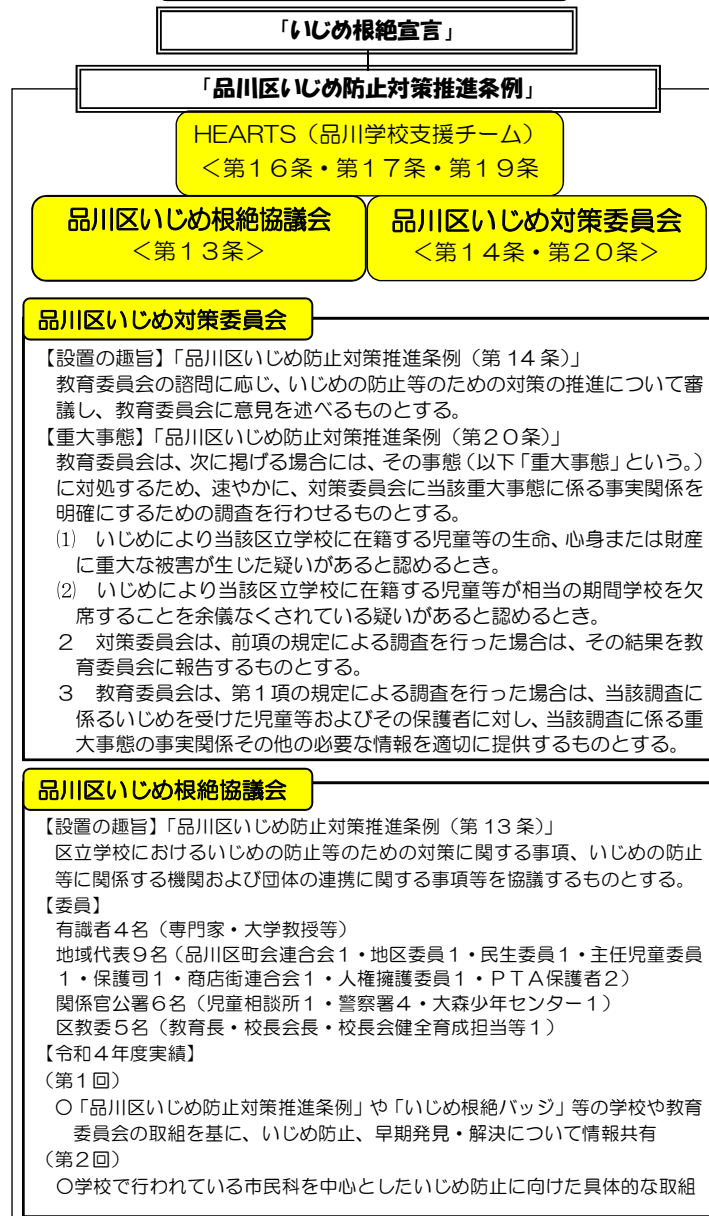
令和5年度版

資料2

いじめられている子どもへの支援



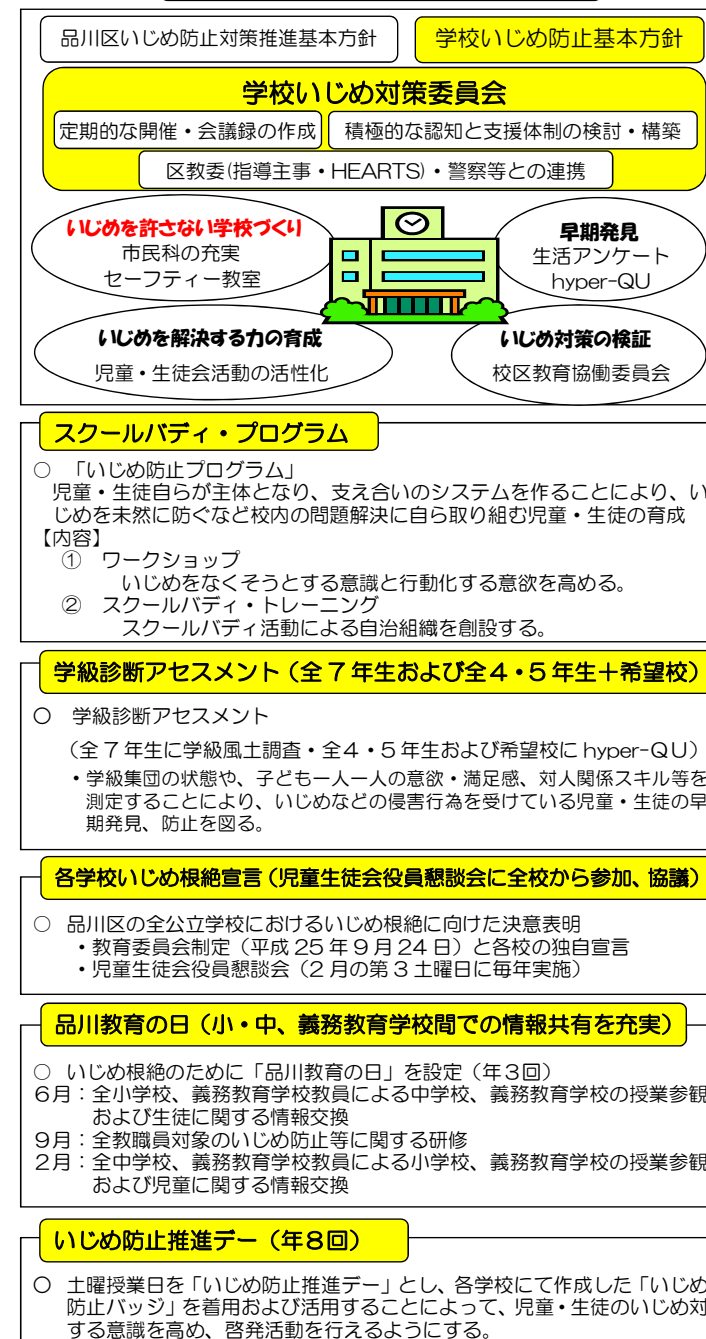
地域・保護者等による支援体制の構築



令和5年度の課題

- 校内の組織体制に基づく、いじめの早期発見・早期対応
- 学校・保護者・地域・関係機関における連携の充実

学校の対応



品川区の特別支援教育 ～すべての児童・生徒が充実した学校生活を送るために～

令和 5 年 10 月 17 日
総合教育会議資料
教育総合支援センター

資料 3

1 品川区の特別支援教育について

障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行っている。「巡回相談員による支援」や「学習支援員・介助員の配置」、「医療的ケア看護師の配置」など、各学校の校内体制の整備・充実に向けた取組を実施するとともに、特別支援学級・特別支援教室の整備・充実も図っている。

2 特別支援学級等の設置状況

※人数は R5.4.7 時点

【固定級】子どもが毎日通って学習する学籍のある学級

障害の種類ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人一人に応じた教育を実施

知的障害特別支援学級

- 記憶、推理、判断などの知的機能の発達に遅れがみられ、社会生活への適応が難しい児童・生徒が対象

【小学校・前期（11校 193人）】…第一日野小、浜川小、中延小、浅間台小、上神明小、日野学園、伊藤学園、八潮学園、荏原平塚学園、品川学園、豊葉の杜学園
【中学校・後期（7校 96人）】…荏原第五中、日野学園、伊藤学園、八潮学園、荏原平塚学園、品川学園、豊葉の杜学園

自閉症・情緒障害特別支援学級＜令和 6 年度新設に向けた整備＞

- 知的発達に遅れを伴わないが、自閉症や選択性かん黙などにより通常の学級で学ぶことが困難な児童・生徒が対象

【小学校・前期（1校）】…宮前小（R6.4 開級準備）

【中学校・後期（2校 50人）】…浜川中・大崎中

病弱特別支援学級

- 昭和大学病院に入院する医療上の管理が必要な児童が対象

【小学校・前期（1校 0人）】…清水台小学校

【通級指導学級】ほとんどの授業を在籍の学級で行い、障害に応じた課題を改善・克服するための指導を通級指導学級設置校で週 1 回程度実施

言語障害通級指導学級

- 話し方や聞き取りに不安のある児童が対象

【小学校・前期（2校 98人）】…戸越小、台場小

難聴通級指導学級＜令和 6 年度移設に向けた整備＞

- 聞こえに不安のある児童・生徒が対象

【小学校・前期…1校 11人】…台場小（R8.3 閉級）、豊葉の杜学園（R6.4 開級準備）

【中学校・前期…1校 2人】…豊葉の杜学園

【特別支援教室】ほとんどの授業を在籍の学級で行い、学校内の別の場所で週に 1 日程度、訪問指導教員による指導を実施

- 通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒が対象、全区立学校に設置

- 拠点校から訪問指導教員が各校を訪問して指導

【小学校・前期…拠点校 12校 621人】 【中学校・後期…拠点校 3校 125人】

3 特別支援教育に関わる人材

【固定級】…学級編成基準児童・生徒 8 人

専門家による訪問相談（区）

- 授業観察を行い、専門家より支援方法等の助言（医師、臨床心理士等）

学習支援員（区）

- 知的障害特別支援学級、身辺自立および学習自立のための介助・支援

【通級指導学級】…学級編成基準児童・生徒 20 人

通級指導学級における専門家診断（区）

- 言語…言語聴覚士や臨床心理士等からの指導・助言
- 難聴…耳鼻咽喉科医師による補聴器のフィッティング

【特別支援教室（訪問指導）】…教員配置基準児童・生徒 12 人

特別支援教室における専門家診断（区）

- 臨床心理士や作業療法士からの指導・助言

特別支援教室訪問心理士（都）

- 指導方法の効果検証や今後利用検討の児童・生徒の観察（年間 40 時間）

特別支援教室専門員（都）

- 連絡・調整、教材作成および担任、訪問指導教員の指示に基づく学習支援等

【通常の学級】

専門家による訪問相談（区）

- 授業観察を行い、専門家より支援方法等の助言

発達障害教育支援員（区）…都からの補助事業（1/2 上限あり）

- 発達障害等のある児童への在籍学級での学習支援

医療的ケア看護師（区）…国からの補助事業（1/3 上限なし）

- 対象の児童・生徒への医療的ケアの実施

学習支援員・介助員（区）

- 学習支援員…授業や集団へのスムーズな参加への支援
- 介助員…日常生活の困難、移動や集団行動の際の生活介助・安全確保

巡回相談員（区）（大学において心理学およびその関連学科を履修し、教育相談に関し相当の専門的スキルを有する者。）

- 2 週に 1 回の訪問、教職員への助言

【教育総合会議：参考資料】

○ 特別支援学級在籍の児童・生徒数 （人）

障害種別	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
知的障害 小・前期 11校	149	160	176	182
病弱・心身虚弱 小・前期 1校	0	0	1	0
知的障害 中・後期 7校	85	87	83	94
自閉症情緒障害 中・後期 2校	7	18	23	47

※知的障害特別支援学級（小・前期）は令和２年度までは９校

※自閉症情緒障害特別支援学級（中・後期）は令和３年度までは１校

○ 通級指導学級利用の児童・生徒数 （人）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
言語障害 小・前期 2校	86	88	88	99
難聴 小・前期 1校	11	12	12	11
難聴 中・後期 1校	2	2	3	3

○ 特別支援教室利用の児童・生徒数 （人）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
小学校・ 義務教育学校 （前期課程）	516	583	630	670
中学校・ 義務教育学校 （後期課程）	113	115	117	137

○ 就学相談（転学相談）件数 （件）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
小学校・ 義務教育学校 （前期課程）	219 (12)	188 (22)	238 (18)	248 (19)
中学校・ 義務教育学校 （後期課程）	109 (7)	97 (3)	138 (14)	158 (4)

○ 学習支援員が配置されている児童・生徒数 （人）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
小学校・ 義務教育学校 （前期課程）	366	393	426	370
中学校・ 義務教育学校 （後期課程）	20	32	45	58

○ 介助員が配置されている児童・生徒数 （人）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
小学校・ 義務教育学校 （前期課程）	67	90	96	107
中学校・ 義務教育学校 （後期課程）	4	3	5	5

○ 看護師が配置されている医療的ケアが必要な児童数 （人）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
小学校・ 義務教育学校 （前期課程）			4	5